

愛知学院大学経済研究所規程

令和2年4月1日施行

(設置)

第1条 愛知学院大学経済学部に、経済研究所（以下「本研究所」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本研究所は、経済社会に関する学術研究の推進を目的とする。

(活動)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経済社会に関する共同研究及び個人研究の推進
- (2) 研究所報及びディスカッションペーパーの刊行
- (3) 研究会及び講演会の開催
- (4) 研究資料の収集、整理、保管及び利用に関する便益の提供
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本研究所は、所長、幹事、所員から構成される。

- 2 本研究所は、必要に応じて研究員を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、所員総会において、経済学部専任教員のなかから選出し、学長が委嘱する。

- 2 所長は、本研究所を代表し、本研究所の運営全般を統括する。
- 3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事)

第6条 幹事は、所員総会において、経済学部専任教員のなかから選出する。

- 2 幹事は、所長を補佐し、本研究所の円滑な運営を図る。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(所員)

第7条 所員は、経済学部専任教員とする。

(特任研究員)

第8条 所長は、所員総会の議を経て、特任研究員を推薦し、学長が委嘱する。

- 2 特任研究員の種類、待遇、義務及び採用手続きについては、別に定める。
- 3 特任研究員の任期は1年とし、所員総会の議を経て更新できる。

(所員総会)

第9条 本研究所は、運営に関する基本方針を決定し、予算及び決算を審議するため、所員総会を置く。

- 2 所員総会は、所員をもって構成し、所長が議長となる。

3 所員総会は、所長が招集する。ただし、所員の3分の1以上の要求がある場合には、所長は速やかにこれを招集しなければならない。

(運営委員会)

第10条 本研究所は、所員総会において定められた基本方針及び予算にしたがい、事業の運営に関する問題を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は5名をもって構成し、そのうち3名は所員の互選により選出する。所長及び幹事は運営委員とし、所長が委員長となる。

3 委員長は、運営委員会を招集する。ただし、運営委員の要求がある場合には、委員長は速やかにこれを招集しなければならない。

4 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(議決)

第11条 所員総会及び運営委員会は、それぞれの構成員の2分の1以上の出席をもって会議を開催し、議決することができる。

2 所員総会及び運営委員会の議事は、別に定めのある場合を除いて、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、所員総会においては議長、運営委員会においては委員長の決することとする。

(予算)

第12条 本研究所の経常費は、本大学の年間研究予算その他をもって充てる。

(細則)

第13条 本規程に定めるもののほか、本研究所に必要な細則は別に定める。細則は運営委員会の議を経て、所員総会が承認することを必要とする。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、所員総会において出席者の3分の2以上の賛同を得たのち、学長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は令和2年4月1日から施行する。

本規程は令和5年4月1日から施行する。

本規程は令和6年4月1日から施行する。